

春は各種届出が多くなる季節です

春は最も異動が多く、就職や就学などもこの時期に集中することから、異動の届出や戸籍・住民票の写しなどの諸証明の交付申請が大変多い季節になります。

例年窓口も非常に込み合うことから、混雑の少ない窓口を目指していきますので、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

■問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

▶ 法律が改正されたことによる注意点！

平成20年5月より戸籍法や住民基本台帳法が改正され、個人情報保護の観点から「窓口に来られた方の**本人確認が必要**」となりますので、次のとおりご注意ください。

■全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)の写しなどの交付請求

全部事項証明書・個人事項証明書の写しなどを交付請求される場合、必ず窓口に来られた方の本人確認が必要になります。

戸籍に記載されている本人、またはその配偶者および直系の親族の方は委任状は必要ありませんが、それ以外の方が請求される場合は委任状が必要になります。

第三者請求、公用請求、特定事務受任者(弁護士など)が戸籍謄抄本の写しなどを交付請求される場合は、正当な理由の明示など、別に規定されています。

■住民票の写しなどの交付請求

住民票の写しを請求できる方は、同一世帯の方・家族でそれ以外の方は委任状が必要となります。また、窓口に来られた方の本人確認が必要です。

■住民票の異動(転入・転出・転居など)の届出

住民票の異動の届出をされる場合も上記住民票の写しなどの交付請求と同様です。

本人確認の方法について

- A** 運転免許証・住民基本台帳カード(写真付)・その他官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書等(本人の写真が貼付されたもの)を提示または提出
- B** やむを得ず **A** を提示できない場合は、健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、年金証書など市長が適当と認める書類を2種類提示または提出

口座振替の利用促進について(お願い)

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

一度手続きをしておけば、納付期限の日に、ご指定の口座から自動的に引き落としになりますので、金融機関に出向く必要もなく、また、うっかり納付忘れの心配もありません。

市税等の口座振替の手続きは、市内各金融機関で承ります。また、税務課に連絡いただければ、ご自宅に書類を送らせていただきます。

■問合せ 納税係 ☎32-2219

▶ 納税(付)相談について ◀

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

■子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

保育料の納め忘れにより貴重な財源が不足すると、「保育所の健全な運営」とよりよい保育サービスの提供に支障をきたします。このようなことを避けるため、市では保育料の適正化及び収納業務の強化を図っていますので、保育料は忘れずに納入してください。納入できない理由がある場合は、ご相談願います。

保育所の運営は、保護者に負担いただいている保育料と、国・市の負担金(利用していない方を含めた市民の税金も含まれます)により運営されています。

保育料の納付は忘れずに！

赤平市市税等収納向上対策本部

市税等の納め忘れはありませんか。今一度確認の程お願い致します。市税は、市民サービスや各種事業などの大切な財源です。納付に、ご協力お願い致します。

事務局
税務課納税係
☎32-2219